

# 電子閲覧実施要領（H22試行版→H29本格運用版） 改定概要

H29.3.31 監理課技術管理室

## 1 試行から本格運用への基本的考え方

本県では、建設工事等における電子閲覧について、平成20年度と平成21年度に実証実験を行い、平成22年度より試行を実施している。

近年、受発注者の情報化推進を背景に電子閲覧実施率が高い水準で推移し、運用上の支障も発生していないことから、平成29年度より本格運用へ移行する。

## 2 適用年月日

平成29年4月1日以降執行伺い決裁分の案件（工事・業務）より適用

## 3 主な改定点

- (1) 電子閲覧の方法・枠組み・選定フロー・適応表から「試行」の表示を削除。
- (2) テキスト情報の保持を考慮し、PDFファイルを優先して使用するよう明記。
- (3) 効率的な運用のため、1案件でPDFファイルとDocuWorksファイルの混在を認める。  
〈例〉設計内訳（金抜）→PDFファイル、図面→DocuWorksファイル
- (4) 入札情報サービス、ホームページ等のデータ最大容量を最新版へ改定。
- (5) Webファイル共有システム【外部用】の併用について追記。

## 4 その他留意事項

- (1) データの作成・閲覧においては、著作権及び個人情報の保護等を十分考慮する。
- (2) 電子閲覧に使用する指名業者のメールアドレスについては、他の指名業者及び第三者へ漏洩しないよう細心の注意を払うこと。